

I. 事業概要

I. 事業概要

1. 事業の背景・目的

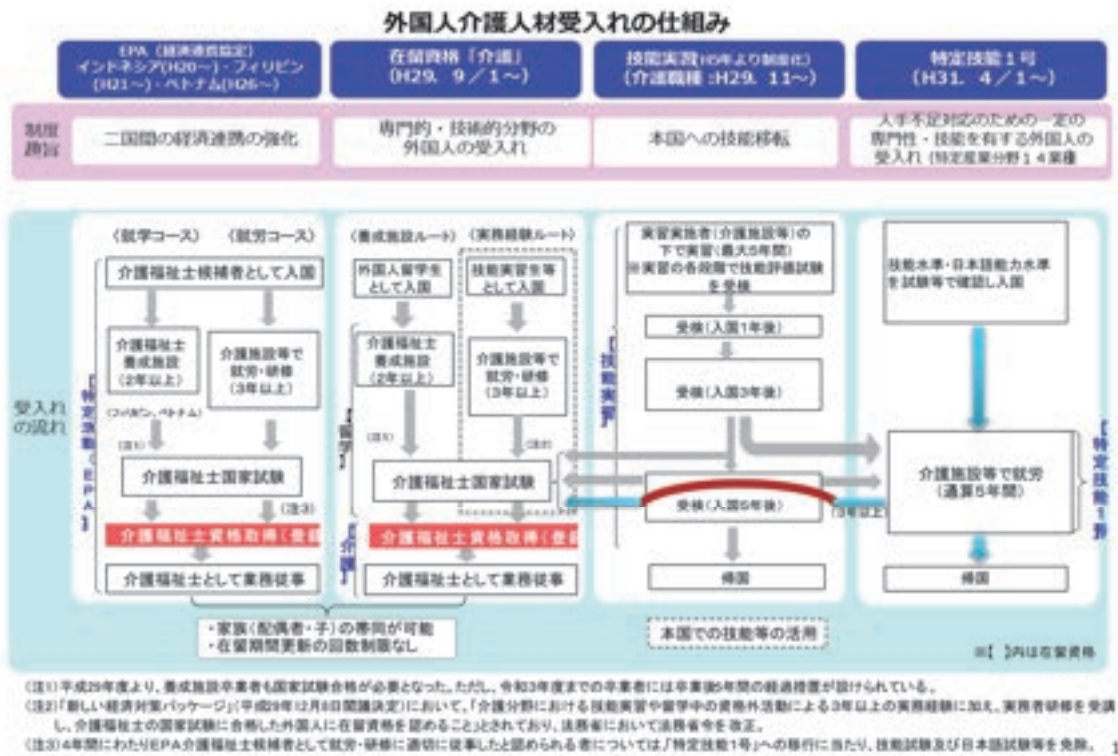
外国人介護人材の受入れについては、2008(平成20)年度にEPA(2国間の経済連携協定)に基づくインドネシアからの受入れが開始されて以来、フィリピンに2009(平成21)年度、ベトナムに2014(平成26年度)と拡大された。また、2014(平成26)年度に厚生労働省に設置された「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」では、それまでの外国人材受け入れのための制度の検証とともに、対人サービスとして利用者とのコミュニケーションを重視する介護分野の特性を踏まえた日本語の習得などの要件が付された。これらを踏まえて、外国人介護人材の受入れのための新たな仕組みが検討され、在留資格としては、2017(平成29)年9月に在留資格「介護」の創設、同年11月に技能実習制度への「介護職」の追加、2019(平成31)年4月に特定技能1号が創設されるなど、制度面での環境整備が急ピッチで整えられてきた。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響はあるものの、介護現場での深刻な人材不足とも相まって、技能実習制度や特定技能制度を中心にしながら、外国人介護人材の受け入れが急速に拡大しており、今後も更なる増加が見込まれている。

こうした中、外国人介護人材が中長期にわたって、質の高い介護人材として成長していくためには、受入施設等の現場におけるOJT(On the Job Training)が、それぞれの制度の目的遂行のためにも極めて重要となる。しかしながら、その指導については、それぞれの受入施設等の現場の指導者に委ねられているのが実状であることから、受入施設等の現場における指導の実態を把握するとともに、質の向上・均質化に向けた支援方策を検討する必要がある。

このため本事業では、技能の移転を目的とし、制度的に現場指導(OJT)が組み込まれている「技能実習制度」に着目し、外国人介護人材(技能実習生)の受入れを行っている介護事業所・施設等における現場指導(OJT)の実態について、指導にあたる者(技能実習指導員)の経験年数やスキル、役職、どのような指導を行っているのか、また、指導の計画内容の分析、教材・指導方法の分析、指導する上での課題点、組織や職員及び利用者への波及効果等に関して定量的なアンケート調査やこれを補完するヒアリング調査を実施し、その実態把握に努め、調査結果の分析等により、現場での指導の質の向上・均質化に向けた方策の検討を行うこととした。

参考



図表に示したとおり、我が国における外国人介護人材受入れについては、4つの仕組みが導入されている。以下に、その概要とそれぞれの直近の在留者数を示しているが、在留者数については、調査時点が異なるものの、これを単純に合計しても、既に、介護分野における外国人介護人材の受入れは4万人規模にまで拡大している。とりわけ、技能実習制度、特定技能制度の在留者数の増加が著しい状況となっている。

① 【EPA(経済連携協定)】

EPA（経済連携協定）は、2国間又は多国間での相互の経済連携強化を目的として、物品やサービスの貿易のみならず、人の移動、知的財産権の保護、投資、ビジネス環境の整備、競争政策など様々な協力や幅広い分野での連携を促進するために締結される。

2008(平成20)年にインドネシア、2009(平成21)年にフィリピン、2014(平成26)年にベトナムにおいて、2国間でのEPA（経済連携協定）が締結されてきている。受入れ調整機関である国際厚生事業団（JICWELS）が、それぞれの国から一定数の外国人看護師・介護福祉士候補者を受入れ、6か月間の訪日前日本語研修、来日後さらに6か月間の訪日後日本語研修及び看護・介護導入研修を受講した後、雇用契約に明示された受入れ施設において、研修責任者の監督の下で、日本の看護師資格、介護福祉士資格を取得するための研修を受けながら就労することとなる。就学コース（介護福祉士養成施設で2年以上）と就労コース（介護施設等で3年以上就労・研修）がある。

このために「特定活動」としての在留資格が設けられており、資格取得の後に看護師、介護福祉士として業務従事し、家族（配偶者・子）の帯同が可能となり、在留期間更新の回数制限がないことから長期にわたって在留することが可能となる。

EPAの在留者数は、2022年8月現在で3,069人（国際厚生事業団調べ）となっている。

② 【在留資格「介護」】

2017(平成29)年9月から、専門的・技術的分野の外国人の受入れを目的として、就労が認められる在留資格として新たに「介護」が追加された。介護福祉士の資格を有する外国人が、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動について在留資格が認められている。介護福祉士養成施設ルート（外国人留

学生として入国) と、実務経験ルート (技能実習生等として入国) があるが、介護福祉士資格取得が目的化され、資格取得の後に介護福祉士として業務従事し、家族 (配偶者・子) の帯同が可能となり、在留期間更新の回数制限がないことから長期にわたって在留することが可能となる。

この在留資格「介護」の在留者数は、2022年6月現在で5,339人 (出入国在留管理庁調べ) となっている。

③ 【技能実習「介護職種」】

1993(平成5)年から、開発途上地域等への技能の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として、我が国の国際協力・国際貢献の一環として開始された就労が認められる在留資格であり、2022(令和4)年4月現在の移行対象職種は、86職種158作業にのぼっている。2017(平成29)年11月から「介護職種」が追加された。就労が認められる在留資格として新たに「介護」が追加された。実習実施者 (介護施設等) の下で実習 (最大5年間) を行い、実習の各段階で技能評価試験を受検する。技能実習修了後は本国に帰国し修得した技能等の活用を図る。

*技能実習制度においては、全ての職種共通的に、技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならないとされているが、介護職種の追加に当たっては、固有の要件として、コミュニケーション能力の確保 (日本語能力)、適切な実習実施者の対象範囲の設定 (介護福祉士国家試験の受検資格要件において「介護」の実務経験として認める施設)、適切な実習体制の確保 (技能実習指導員の要件に介護福祉士等の資格が求められる等)、監理団体による管理の徹底 (監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置) などが組み込まれ、現場指導 (OJT) がより重視された仕組みとなっている。
この技能実習「介護職種」の在留者数は、2022年6月現在で15,011人 (出入国在留管理庁調べ) となっている。

④ 【特定技能1号】

2019(令和元)年4月から、国内人材を確保することが困難な状況にある特定産業分野14業種において、一定の専門性・技能を有する外国人を受入れることを目的として設けられた就労が認められる在留資格であり、この業種の一つとして「介護」が位置づけられている。相当程度の知識又は経験を有し、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行する水準の技能と、日常生活に支障がなく業務上必要な日本語能力の水準が求められることから、分野別運用方針において定める試験等によりこれらを確認の上で入国した後、特定技能所属機関である介護施設等で就労する (通算5年間) こととなる。特定技能所属機関は雇用主であるとともに、日常生活、社会生活上の支援を行うことが義務付けられている。また、特定技能所属機関からの委託を受け、特定技能1号外国人が活動を安定的かつ円滑に行うために、在留期間における支援計画の作成や実施を行う登録支援機関がある。

この特定技能1号 (介護) の在留者数は、2023年1月現在で17,066人 (出入国在留管理庁調べ: 速報値) となっている。

2. 事業実施の概要

(1) 検討委員会の設置・開催

【検討委員会】

委員長 (学識者)	原口 恭彦	東京経済大学 経営学部 教授
委員 (技能実習指導員)	井口 健一郎	社会福祉法人小田原福祉会特別養護老人ホーム潤生園 施設長
(監理団体)	池邊 正一朗	株式会社ワールドディング マネージャー
(学識者)	伊藤 優子	龍谷大学短期大学部 教授
	白井 孝子	東京福祉専門学校 副学校長
(業界団体)	塩澤 達俊	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 外国人介護人材対策部会 幹事
	光山 誠	公益社団法人全国老人保健施設協会 人材対策委員会 副委員長
(職能団体)	松下 能万	公益社団法人日本介護福祉士会 事務局長

【オブザーバー】

翁川 純尚	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐
水津 秀幸	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 外国人介護福祉士支援係 (併外国人介護人材受入企画調整係 長 介護技能実習支援係長)

【事務局】

業務実施協力	株式会社 日本能率協会総合研究所
実施主体	一般社団法人 シルバーサービス振興会

【検討委員会の開催状況】

回	開催時期	主な検討事項
第1回	令和4年9月30日(金) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要説明 ・外国人介護人材の在留資格及び現況報告 ・「介護技能実習評価試験」の実施状況 ・アンケート調査の実施概要、調査項目等の検討
第2回	令和5年1月17日(火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 中間報告 (単純集計) ・ヒアリング調査の実施概要、ヒアリング項目等の 検討 ・現状と課題についての意見交換
第3回	令和5年3月20日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査最終報告 ・ヒアリング結果報告 ・外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導 (OJT) の 在り方についての検討 ・報告書(案)の検討

(2) 施設・事業所アンケート

以下の内容に基づいて調査を実施した。

調査名	外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導 (OJT) の実態に関する調査【事業所調査】
調査対象施設・事業所	外国人介護人材の受け入れを行っている全国の介護事業所 ※技能実習生に対する介護技能実習評価試験の受検実績を有する介護事業所 (5,238 件)
想定回答者	外国人介護人材の OJT に関わっている技能実習指導員
調査実施期間	令和4年11月8日～12月14日
調査手法	WEB 調査 (メールによる調査依頼、回答はアンケートサイトにて取得)
発送件数	5,238 件
有効回答件数	989 件 (完全回答件数)
回収率	18.9%

主なアンケート項目

1. 施設・事業所の属性	(1) 所在地 (2) 法人種別 (3) サービス種別 (4) 日本人従業員数 (5) 日本人介護職員数
2. 外国人介護人材の受け入れ状況について	(1) 外国人介護人材の人数 (受け入れ制度別) (2) 技能実習生の人数 (母国別、日本語能力別、在留資格別)
3. 技能実習生に対する OJT に関する体制	(1) 技能実習指導員の人数 (2) 主たる技能実習指導員の立場・職位 (3) 主たる技能実習指導員が有する介護業務経験年数 (4) 主たる技能実習指導員が有する資格・受講した講習等 (5) 技能実習生に対する指導が修了するまでに関与する技能実習指導員の人数 (6) 複数の技能実習指導員が指導に関与する場合の役割分担
4. 技能実習生に対する OJT の計画	(1) 実習実施予定表の作成方針 (2) 実習実施予定表をさらに詳細化した計画の策定状況 (3) 詳細計画で用いられている時間単位
5. 技能実習生に対する OJT の実施	(1) OJT で活用している教材等 (2) 技能実習生に活用を指示している (推奨している) 教材等 (3) 技能実習生に対する OJT に関して工夫・重視していること (4) 技能実習生に対する OJT に関して工夫・重視していること (自由回答) (5) 技能実習生への OJT に関する課題: 技能実習生にまつわる課題 (6) 技能実習生への OJT に関する課題: 指導者にまつわる課題 (7) 業務別の「指導員の技術指導のもと技能実習生に業務をさせてみる」時期 (8) 業務別の「ある程度技能習得した技能実習生を指導員が見守る」時期

	(9) 業務に従事する日ごとの技術習得に関する振り返りの実施状況
6. 技能実習生に対する 介護技術・知識の 定期的な評価	(1) 介護技術・知識の定期的な評価の実施状況 (2) 介護技術・知識の定期的な評価の実施頻度 (3) 介護技術・知識の定期的な評価の評価主体 (4) 介護技術・知識を他者評価する場合の評価主体 (5) 介護技術・知識の習得状況の評価方法 (6) 現認により介護技術・知識の評価をする場合の事前告知の有無 (7) 介護技術・知識の評価時に活用している資料・ツール等の有無 (8) 介護技術・知識の評価後のフィードバック実施状況 (9) 日本人介護職員による OJT 改善に向けた話し合い
7. OJT の順調度および 技能習得に関する 当初期待と実際の比較	(1) OJT の順調度 (2) 技能習得に関する当初期待と実際の比較
8. その他	(1) 技能実習生と他の外国人介護人材との OJT の違い (2) 日本人介護職員に対する OJT におけるキャリア段位活用状況 (3) 日本人介護職員に対する OJT について見直すきっかけとなっているか

(3) 監理団体アンケート

以下の内容に基づいて調査を実施した。

調査名	外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導 (OJT) の実態に関する調査 【監理団体調査】
調査対象施設・事業所	技能実習制度の監理団体 (介護職種) ※令和4年3月末時点、介護技能実習評価試験の受検申請を行った監理団体 (全数)。
想定回答者	介護領域における技能実習生の監理担当者
調査実施期間	令和4年11月8日～12月14日
調査手法	WEB 調査 (メールによる調査依頼、回答はアンケートサイトにて取得)
発送件数	582 件
有効回答件数	138 件 (完全回答件数)
回収率	23.7%

主なアンケート項目

1. 法人種別および 「特定技能制度」の登録 支援機関の登録状況	(1) 法人種別 (2) 「特定技能制度」の登録支援機関への登録状況 (3) 「優良監理団体」の認定状況
2. 「技能実習計画」および 「指導マニュアル」に ついて	(1) 技能実習計画作成指導者の要件該当者数 (2) 「技能実習計画」作成における「技能実習計画のモデル例」の活用有無 (3) 実習実施者 (受け入れ施設) との連絡・調整方法 (4) 技能実習に係る「指導マニュアル」等の作成状況 (5) 「指導マニュアル」に盛り込まれている内容 (自由記述回答)

<p>3. 入国前講習・入国後講習 (講習内容) について</p>	<p>(1) 「日本語」に関する入国前講習および入国後講習の時間数 (2) 「日本語」の入国後講習に関する外部委託状況 (3) 「介護導入講習」に関する入国前講習および入国後講習の時間数 (4) 「介護導入講習」の入国後講習に関する外部委託状況 (5) 入国後講習の「介護導入講習」で使用されている教材</p>
<p>4. 実習実施者（受け入れ施設）への実習開始前の確認および指導</p>	<p>(1) 技能実習制度関連事項に関する実習実施者（受け入れ施設）の理解度 (2) 介護技能実習評価試験の仕組みや過去問題等の指導状況 (3) 実習実施者（受け入れ施設）に対する実技試験関連事項の説明状況 (4) 実技試験関連事項に関する実習実施者（受け入れ施設）の理解度</p>
<p>5. 実習実施者（受け入れ施設）に対する監査の実施状況</p>	<p>(1) 実習実施者（受け入れ施設）に対する監査実施方法 (2) 実地確認で監査を行う際の確認・指導等の実施状況 (3) 実地確認以外の方法で監査を行う際の方法 (4) 実地確認以外の方法で監査を行う際の確認・指導等の実施状況</p>
<p>6. 実習実施者（受け入れ施設）に対する訪問指導の実施状況</p>	<p>(1) 実習実施者（受け入れ施設）に対する訪問指導の実施方法 (2) 実地確認による訪問指導を行う際の確認・指導等の実施状況 (3) 実地確認以外の方法で訪問指導を行う際の方法 (4) 実地確認以外の方法で訪問指導を行う際の確認・指導等の実施状況</p>
<p>7. 技能実習計画の見直し・技能実習生のスキル向上に向けた取り組み</p>	<p>(1) 「技能実習計画」の見直し状況 (2) 技能実習生スキル向上のために監理団体として取り組んでいること</p>

(4) ヒアリング調査

アンケート調査結果を補足する情報や具体的な取組等の詳細を把握するため、ヒアリング調査を実施した。

○ 事業者調査

	外国人介護人材を受け入れている施設等より選定	所在地	実施日
1	社会福祉法人晋栄福祉会 法人本部、介護老人福祉施設	兵庫県	2023年2月17日
2	社会福祉法人B 介護老人福祉施設	栃木県	2023年3月3日
3	社会福祉法人奉優会 法人本部、介護老人福祉施設他	東京都	2023年3月8日
4	医療法人敬英会 社会福祉法人敬英福祉会 法人本部、介護老人保健施設他	大阪府	2023年2月22日

- ・ 実施方法：オンラインミーティング
- ・ ヒアリング事項：外国人介護人材のOJT実態、アンケート調査結果補足 他
- ※ 上記の他、実施1件につき報告書掲載対象外とする

○ 監理団体調査

	介護技能実習監理団体等	所在地	実施日
1	株式会社ワールドディング	東京都	2023年2月21日
2	G協同組合	東京都	2023年2月20日
3	H協同組合	大阪府	2023年2月22日

- ・ 実施方法：オンラインミーティング、訪問面談
- ・ ヒアリング事項：外国人介護人材のOJT実施の支援実態、アンケート調査結果補足 他

(5) 介護現場での指導の質の向上・均質化に向けた方策等の検討

調査結果及び分析結果を、今後の介護現場での指導の質の向上・均質化に向けた方策等について、検討委員会での検討を行った。